

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

ゲノム編集食品とは、生物の特定の遺伝子を人工的に変化させる技術を用いて作られた食品で、現在、トマト、マダイ、フグ、ヒラメ等が市場に流通している。遺伝子組換え食品と違い、元の生物の遺伝子と異なる遺伝子を含まないという理由から、日本では表示義務がない。そのため消費者は知らないうちに購入し摂取してしまう可能性がある。これは食品選択の基本である「知る権利」「選ぶ自由」を著しく制限するものである。食品は生命と健康に直結するものであり、消費者が主体的に判断できる環境を整えることは極めて重要である。

消費者基本法第2条(基本理念)には「商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。」とある。

こうした問題意識は全国の議会にも共有されており、これまでに全国約50の自治体の議会が、「表示義務化」や「情報提供の在り方の見直し」を求める意見書を国に提出している。

よって、町田市議会は、ゲノム編集食品の表示義務化を国に対し強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。